

国海安 第15号の2
平成21年 4月28日

(社)日本船舶品質管理協会
常務理事 武山 誠一 殿

国土交通省海事局安全基準課長

秋田 務



船舶検査心得の一部改正について

標記について、船舶検査心得の一部を別添のとおり改正することと致しましたので、
よろしくお取り計らい願います。



船舶検査心得の一部改正について

平成 21年 4月
安全基準課

SOLAS 条約に係る国内規則について要件の適正化・明確化を図るため船舶消防設備規則心得等の改正を行う。

1. 改正概要

(1)非常用消火ポンプの機関室内送水管への防熱措置等

- ・特定機関区域を通過する非常用消火ポンプの送水管の保護要件の追加
(3-3 船舶消防設備規則の検査心得)
- ・非常用消火ポンプ設置場所と特定機関区域に通路を設ける場合の要件の追加
(3-3-2 船舶の消防設備の基準を定める告示の検査心得)

(2)CO₂ポンベの格納室への機械式通風装置の設置等

消火剤としてCO₂を用いるガス貯蔵容器の格納場所の通風装置の要件の追加
(3-3 船舶消防設備規則の検査心得、5-1 危険物船舶運送及び貯蔵規則)

(3)非常用消火ポンプ設置場所の防火区画上の分類の変更

非常用消火ポンプを設置する場合における各場所の防火区画上の分類の変更
(2-3-2 船舶の防火構造の基準を定める告示の検査心得)

2. 適用日及び経過措置

(1)及び(2)について

・第1種船及び第3種船

(国際航海に従事しない液化ガスばら積船/液体化学薬品ばら積船を除く)

新造船:平成21年5月1日以後建造の船舶から適用する。

現存船:平成14年7月1日前建造の船舶には適用しない。

:平成14年7月1日以後建造の船舶は、平成21年5月1日以降最初の定期的検査の時期から適用する。

・第2種船及び第4種船

(国際航海に従事しない液化ガスばら積船/液体化学薬品ばら積船を含む)

新造船:平成21年7月1日以後建造の船舶から適用する。

現存船:適用しない。

(3)について

平成21年4月28日(決裁日)から適用する。